

○神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表

新	旧
<p>(権限の委任)</p> <p>第1条 徴収金（県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。次項、第3条第2項第4号、<u>第7条第8項</u>、第10条及び第34条を除き、以下同じ。）の賦課徴収、徴収金の徴収のためにする登記又は登録及び県税に係る過料処分に関する事務は、次に掲げる事項を除き、県税事務所又は神奈川県自動車税管理事務所（以下「県税事務所等」という。）の長（以下「所長」という。）に委任する。ただし、神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第4条第1項の表の事務の欄に掲げる事務は同表の当該県税事務所等の欄に掲げる県税事務所等の長に、条例第8条第1項に規定する証明書の交付に関する事務（同表の事務の欄に掲げる事務を除く。）は当該証明書の交付の請求を受けた県税事務所の長に、第2条第15号又は第24号に規定する自動車税の環境性能割又は種別割の減免に関する事務（同欄に掲げる事務を除く。）は当該減免に係る申請書を經由した県税事務所の長に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第1条の2～第6条 (略)</p> <p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>7 第1項から第5項まで_____の規定によるほか、第5項の規定により符号を用いて納付し、又は納入することができる徴収金は、法第747条の8第1項の規定により地方税共同機構が指定した者（以下この項において「機構指定納付受託者」という。）が納税義務者又は特別徴収義務者から納付又は納入の委託を受けたときは、当該機構指定納付受託者に納付し、又は納入させることができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>第7条の2～第16条 (略)</p> <p>(利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の交付に関する報告)</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第1条 徴収金（県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。次項、第3条第2項第4号、<u>第7条第9項</u>、第10条及び第34条を除き、以下同じ。）の賦課徴収、徴収金の徴収のためにする登記又は登録及び県税に係る過料処分に関する事務は、次に掲げる事項を除き、県税事務所又は神奈川県自動車税管理事務所（以下「県税事務所等」という。）の長（以下「所長」という。）に委任する。ただし、神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第4条第1項の表の事務の欄に掲げる事務は同表の当該県税事務所等の欄に掲げる県税事務所等の長に、条例第8条第1項に規定する証明書の交付に関する事務（同表の事務の欄に掲げる事務を除く。）は当該証明書の交付の請求を受けた県税事務所の長に、第2条第15号又は第24号に規定する自動車税の環境性能割又は種別割の減免に関する事務（同欄に掲げる事務を除く。）は当該減免に係る申請書を經由した県税事務所の長に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第1条の2～第6条 (略)</p> <p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項から第5項までの規定によるほか、<u>個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により知事が指定した者（以下この項において「指定納付受託者」という。）が納税義務者から納付の委託を受けたときは、当該指定納付受託者に納付させることができる。</u></p> <p>8 第1項から第5項まで<u>及び前項</u>の規定によるほか、第5項の規定により符号を用いて納付し、又は納入することができる徴収金は、法第747条の8第1項の規定により地方税共同機構が指定した者（以下この項において「機構指定納付受託者」という。）が納税義務者又は特別徴収義務者から納付又は納入の委託を受けたときは、当該機構指定納付受託者に納付し、又は納入させることができる。</p> <p>9 (略)</p> <p>第7条の2～第16条 (略)</p> <p>(利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の交付に関する報告)</p>

新	旧
<p>第17条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の長は、毎年、10月末日までに、法第71条の26、第71条の47及び第71条の67の規定により当該市に対して県が交付するものとされる利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る交付金の額の算定に必要な事項を、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る交付金の額の算定に関する報告書により知事に報告するものとする。</p> <p>第18条～第37条 (略)</p>	<p>第17条 地方自治法_____第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の長は、毎年、10月末日までに、法第71条の26、第71条の47及び第71条の67の規定により当該市に対して県が交付するものとされる利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る交付金の額の算定に必要な事項を、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る交付金の額の算定に関する報告書により知事に報告するものとする。</p> <p>第18条～第37条 (略)</p>

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

第39号様式 (一般用) (別表第4関係) (表) (略)
(裏)

1 支払区分が10 (直払) のときは指定された横浜銀行の各支店又は神奈川県自動車税管理事務所各駐在事務所内の横浜銀行派出所へ、この支払案内書を持参の上、領収証欄に記入して現金をお受け取りください。この場合、次のことに注意してください。

(1) 現金を受領される方は、この税金等を納付したときの領収証 (紛失した場合は、健康保険証、運転免許証等本人であることを確認できるもの) を持参してください。

(2) 受取人が法人のときは、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

(3) この支払案内書は、質権その他担保の設定には使用できません。

(4) 還付通知書 (元本証明) を必要とする方は、現金受領の際にその旨お申し出ください。

2 支払区分が20 (口座振込) のときは、あなた (貴社) が指定した預金口座に入金されます。

なお、預金口座への入金は、この支払案内書の到達より多少遅れることがありますので、御承知ください。

3 支払区分が32 (送金 (為替等)) のときは、同封した送金小切手を表記の支払銀行の窓口 (為替の場合は、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局) に提出し、現金をお受け取りください。

4 通知年月日から1年を過ぎますとこの支払案内書ではお支払いできませんので、速やかにお受け取りください。

不明の点は、次の事務所の調査統計担当課へお問い合わせください。

神奈川県 事務所

領 収 証
表記の金額を領収しました。

年 月 日

住所
(法人の)
所在地

氏名
(法人の)
名称及び代表
者氏名

20 (口座振込)

支払区分が02 (振り込み) の場合は、領収証は不要です。

10 (直払) 以外

委 任 状
表記の金額の受取を
に委任します
年 月 日

住所
(法人の)
所在地

氏名
(法人の)
名称及び代表
者氏名

代理人に現金受領を委任する場合は、上記委任状に委任者が記入してください。

氏名等

別紙

(別紙)

(5) 通知年月日から1年を過ぎたときは、この支払案内書ではお支払いできなくなります。早めにお受け取りください。

- 2 支払区分が20(口座振込)のときは、あなた(貴社)が指定した預金口座に入金されます。なお、預金口座への入金は、この支払案内書の到達より多少遅れることがありますので、御承知ください。
- 3 不明の点は、表記の事務所の調査統計担当課へお問い合わせください。

<新旧>

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

第84号様式 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

ゴルフ場利用税納入申告書

受付印	年 月 日	処 理 事 項	申告処理 コード	申告(調定) 年 月 日	登録番号	発信年月日	電算 入力
					通信日付印	確認 者印	
神奈川県 県税事務所長殿							
個人番号又は 法人番号		(右詰めで記入してください。)					
主たる事務所等の所 在地又は住(居)所					電話		
法人の名称又は氏名				法人の代表者氏名			
ゴルフ場の所在地							
名 称							
この申告に係る期間		年 月 日から		年 月		日まで	

次のとおり 年 月分のゴルフ場利用税の納入について申告します。

区 分	利用人員	税率(1人1日につき)	税 額
一 般	メンバー	円	円
利 用	ビジター		
ハ ー フ 利 用			
非 課 税 用	18歳未満	国スポ	
	70歳以上		
	障害者		
	国一俵		
	教育活動		
	国際大会		
計			
合 計			
申 告 期 限		納 入 予 定 日	

備 考

関 与 税 理 士	署 名
	事務所所在地 電話() -

備考 処理事項の欄には、記入しないでください。

全部改正 [平成16年規則53号]、一部改正 [平成27年規則126号・令和元年15号・2年42号・3年80号]

◎ [神奈川県二一七八]

三七二五の五

3725の5

一 般 利 用	人	円	円
---------	---	---	---